

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號 第 四 十 五 卷

昭和二十二年九月一日發行

## 論 叢

ケインズの利子理論

文學博士

高田保馬

昭和十二年度豫算を論ず

經濟學博士

汐見三郎

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫

經濟學博士

八木芳之助

## 時 論

北支事件特別税

法學博士

神戸正雄

## 研 究

再保險學說の發展

經濟學士

佐波宣平

所謂倫理的經濟學に於ける人間學

經濟學士

出口勇藏

支拂準備金の構成

經濟學士

上野淳一

## 說 苑

日本金爲替本位制の擴大強化

經濟學士

松岡孝兒

國防經濟と財政政策

經濟學士

柏井象雄

ロバシイ・不完全競争の下に於ける關稅

經濟學士

岡倉伯士

物價指數の意味に關する一考察

經濟學士

内海庫一郎

## 附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

## 北支事件特別税

神戸 正雄

## 緒言

北支事件が突如として起つた。初め事件不擴大を旨とすとはいふて來たが、勢の赴く所は如何ともすることが出來ず、結局、擴大し持久するの外なきやうにもなり、此先き、何處まで進展するか、豫測し易からざるものがある。斯かる事件に對しては當局者は之が財源を工夫しなければならぬ。先づ以て第一次追加豫算として九千六百八十萬圓を計上し、僅小なる前年度剩餘金の外は、凡べて殆ど専ら公債又は借入金によりて之を充たすこととした。第二次追加豫算が續いて計上せられ、其總額四億一千餘萬圓、之が財源は大部分、公債借入金によることとし、ただ其一部、一億圓弱のみを特別税に依ることとした。此に於てか曩きに臨時増徴法によりて近頃にない大増税を行つた、尙其の上にも、かかる追加増税を行つて、其が果して國民の堪ふる所であるか何うか。其の取り方が果して適當なものか何うか、問題でなければならぬ。但しかかる外敵を前にしての臨時事變に臨みては國民の心裡に異常の緊張があり、堪へ難きをも敢へて忍ぶといふ腹が出來て來たから、そして斯かる場合には議

會でも、取り方の苦情などを喧しくいはず、氣前良く、満場一致で通過さすといふのが常識でもあるので、現に此税法案が議會に提出せられて、型通りに委員會には上げされたが、何等の異論もなく、原案の儘にて通過し確定してしまつた。其處で最早、之につき彼是れと論議するの實益はない譯であるが、併し學問上には之につき批判を加へるの餘地はある。私は敢て之を試みやうと思ふ。

### 第一段 特別税目と其根本問題

(一) 其税目——今回の北支事件特別税として選ばれたる税目は左の通りである。

(A) 所得特別税——第一種所得税の一割、第二種所得税（臨時増徴法にては國債利子にも課することとしたが、此特別税にては之を除く）の五分、第三種所得税の七分五厘。

(B) 臨時利得特別税——法人にも個人にも各、一割五分を増徴。

(C) 利益配當特別税——配當金に對し其中、七分を越ゆる金額の一割をば、受配當者に課す、但し源泉にて課するのである。

(D) 公債及社債利子特別税——公債及社債の利子につき、其利率が國債にありては、年四分を越ゆる金額、地方債及社債にありては、年四分五厘を越ゆる金額の一割をば、其受領者に課し、但し其は源泉課税とする。

(E) 物品特別税——左の物品の従價二割を課する。

(イ) 第一種——貴石又は半貴石、又は之を用ゐたる製品、眞珠又は眞珠を用ゐたる製品、貴金屬製品、又は貴

金屬を用ゐたる製品、鼈甲製品、珊瑚製品。

(ろ) 第二種——寫眞機、寫眞引延機、映寫機、同部分品及附屬品、寫眞用乾板、フィルム、及感光紙、蓄音機及同部分品、蓄音機用レコード、樂器、及同部分品。

そして第一種にては小賣業者の販賣價格(又は保稅地域より引取る時の價格)、第二種にありては製造場より移出する時(又は保稅地域より引取る時)の價格により、第一種にては小賣業者より、第二種にては製造者より毎月分を中告せしめて、翌月末までに納付せしめる(引取の分は引取の時)。

## (二) 其根本問題

(A) 事變財源としての租稅採用の當否

(い) 否とする理由——先づ以て、かかる事變に際して租稅を財源とすることの當否が問題となる。之を否とする論は、かかる非常時には一應は凡べて之を公債にて賄つて置き、事變の濟んだ後、又は事變の長引くに至りて初めて、増稅計畫を立てても遅くはない。又、かかる際に卒急に稅法を工夫しても、恐らくは粗雜不備のものでしかあり得ない。稅法の事はゆつくりと慎重に考慮する方が穩當である。又かかる場合、増稅をしては、國民の企業を壓迫し又は生活を脅かすの恐も少くない。むしろ之を避けたが良い。公債にて賄つて置く方が、經濟界及國民生活に及ぼす影響は一層樂で濟むといふのである。

(ろ) 可とする理由——併し之に對しては、かかる論者のいふやうな心配は無用であるといふことが出来る。應急の稅法だからといふても、凡べてが不備とは限らぬ。或度までは之を慎重に工夫することも出来る。出来るだ

け企業に抑壓を加へず、生活を脅かさぬといふ用意も工夫され得る。のみならず、戦費をば公債にばかり依りて税によらぬとするときには、國民の戦争に對する自覺、認識を強めることが出来ない。國民をして此戦争の重大性を認識せしめるには、却つて或度の税をば彼等に出させた方が有效である。特に現に事變勃發以來、國民の國防關係の獻金の盛なるに省みても、國民には貢獻意識が出来て居る。彼等は、此獻金の氣持にても、増税の或度のものには堪へ得らる。又公債は既に此臨時事變の分を別として、其前からの赤字補填の爲めの分だけでも段々と市場にて不消化となりつつある。少くとも消化難となつて居る。だから其處へ此上の公債のみの追加といふ事は考物としなければならぬとする。旁々其財源の一部だけなりとも税によることとして、公債による分を少くするといふことは得策である。又、後の事ではあるが、今日幾分でも税によつて置くとするのが、將來の國民負擔をば少くするのであり、其が現代國民の將來國民への一の道德にも適ふし、又、現代として國民が一層勤儉の美風を興すといふことにもなる。だから政府の特別税を起さうとしたのは適當の處置であるとして良い。

(B) 事變財源としての特別税目の選定

(イ) 原案肯定——さて此事件費を充たす爲めに、一部は税を用ゆるとして、政府が所得特別税、臨時利得特別税、配當特別税、利子特別税、奢侈品賣上税を採つた、其からの増收を計つたのだが、其が果して至當か何うかかかる場合の臨時増税としては、もつと多方面にも互ふことは出来る。特に大衆消費税へ往くことも出来るし、農民關係の地租にも行き得る。現に日露戦争の場合には其にまで及んだ。然るに今回は之を避けた。其處で此度の増税に於ては大衆と農民とを特別課税から除外した處に一の苦心の跡がある。つまり當今、比較的窮迫して居

る階級を宥恕して、大體、餘裕ある階級の負擔を加ふることとしたのであり、其は洵に適當の處置で、國民生活の安定の上には策の得たものだと爲し得るのである。

(ろ)多少の疑問——ただ此事變が國民的發展の準備的基礎的のものだとして、其について國民一般の自覺を強め、國民の凡べてのもの協力を要望するが爲めには、或は此稅負擔についても、もつと廣く、それこそ農民にも大衆にも少々の負擔の追加をば及ぼした方が良いとも考へらる。否な、むしろ農民や大衆やの方から自ら進んで此負擔に任ぜんことを申出ても良い筈である。農民を代表する農會、大衆を代表する無産黨が、かかる問題を前にして、偏へに其仲間の負擔の輕減にばかり熱中して、一向にかかる場合に於ける稅の意義を善解しないのは遺憾である。尤も此事變増稅が此程度であれば、先づ以て負擔餘力大なる方面の増稅に止め、事變が進展し擴大したときには、即ち第二段の増稅期に入りて其時、初めて、農民、大衆にも及ぼす積りだといふのであるならば、此度の處置は諒解し得る。

## 第二段 各稅目に於ける問題

(一)所得特別稅——此は所得稅本稅の追加稅であり、さきに決定した臨時増徴法による追加稅を含みたる所得稅への其上の追加を意味する。其合計額への、第一種にては一割、第二種にては五分、第三種にては七分五厘の追加を爲すもので、程度は輕微である。此しきの増率は企業及經濟に左したる打撃を與へることにはなるまい。曩きの増徴は相當急激なる増稅であつたので、可なりの打撃となつては居るが、其に比しては此度のは全く輕微なも

のであるから、左まで驚かない。此位のもは國民の少々の努力で排消し得られるであらう。尙ほ此に第二種にては。國債利子を免じて居り、其は國債増發を必要とする時代に其國債を有利とするの注意をしたのであり、其は當然の處置である。ただ第一種と第二種と第三種との間に追加課税の度合が異り、第一種をば最重く、第二種を最軽く、第三種を中間位とした差等をつけたのが、果して合理的か何うかには正確なる答辯は出来ないであらう。強めて説明すれば、法人は資本團塊であつて、大體負擔力の一層大いものと見たといふのであらう。併し此も既に臨時増徴の處で可なり手厳しく増徴された後のことであるから、果して其上にも更に一番重いものを加へるのが至當かは一の問題である。第二種の公債社債利子預金信託利子なども齊しく資産所得といふ點からいへば能力の大なものとはするが、併し其納税義務者たる利子收得者中には 第三種であつたら免稅點以下ともなるべきものがあつて、其負擔となる事を考へると、其にあまりに重き追加課税を爲すのを躊躇すべきものでもあるし、最近の臨時増徴のときに、此種の利子に於て増徴度合が(資本利子税の分と加へて)最大であつたのだから、此度の追加をば幾分手加減して置くといふ事もあらうかと思ふ。

(二)臨時利得特別税——に於ては、臨時利得税をば一割五分だけ増徴することとした。勿論此も、曩の臨時増徴法による増徴の分を含めたものへの一割五分追加である。此にては前の所得税に於ける追加よりも、増徴度合が一層大いが、其は此税の義務者が大體、負擔力の一層大いものと見たのであらう。即ち此にては不勞又は景氣利得分子が一層大いものと見たのである。で其は恕するに足る。ただ此にて法人と個人とにて差等を附しないのが何ういふものか。法人の方が一層負擔餘力の大きいものとして、一層重く追加しても良ささうにも見ゆるのに、敢て

之をしないのは物足らぬやうでもあるが、其は臨時増徴法にて法人は百分十から百分十五へと五割増徴としたのに、個人では百分八から百分十へと二割増徴に止めたので、今度は彼是れ之を斟酌して二者を均等の追加にしたのであらう。此税についてもつと根本的に問題となるのは、元來、此臨時利得税なるものが、昭和十、十一、十二、の三年限りの臨時税であり、其課税物件及標準なる利益の基準としては、昭和四、五、六といふ三年間の平均利益を選び、當該年の利益が之を越ゆるだけに課税すといふのであるが、此基準年が今となりては古過るといふ感がある。夫の昭和六年十二月に於ける正貨輸出禁止を堺として、其前の不況時と比較して其後の好景氣、物價騰貴、利益率増加を押へて課税するには、あれで良いけれども、其後、事態は進展し、最近、特に昭和十一年下半年、特に其十二月よりして物價が一段と急騰した。而して此度の好況は世界的の物價騰貴、世界的の運賃騰貴なども關係するが、特に我國の國內的事情、特に財政膨脹、就中、軍事費の増大に伴ふて生じたもので、而かも其後、事變の發生があり、之に誘はれては更に一層の發展可能性をも有つ。其が爲め事業界には、少くも其一部には直接有利となつたのもあり、間接には可なり廣き範圍に餘澤を及ぼしつつあつて、其處に今後、一段と利得の増大する可能性があり、其好運に恵まるゝものを或税にて捕へたといふことがある。臨時利得税は其根本に於て夫の昭和六年十二月を界とする好況利得を擱むには足るが、此昭和十一年末を界とする第二次の好況を擱むには足りない。此後のものを擱むのには、前の臨時利得税とは別のものがなくてはならぬ。前の其と離れて、前のものに代つて新しき基準によるものを作るか、或は前のものを残して、之と並行して新しき基準による利得税を作らなければならぬ。其には恐らくは昭和九、十、十一年の三年平均利益を越ゆるものに課する税が



工夫されなければならぬ。然るに今度の案にては、此工夫をしないで、唯單に前の臨時利得税に附帶せしめる事に止めたのは、遺憾である。但し此新しき利得税を工夫するについては、昭和九、十、十一年に利益のなかつたものについては、特別なる基準利益として或擬制を用ゐることは已むを得ぬ。そして古き利得税と新しき利得税と並行して行ふとせば、二のものゝ重複を避くる爲めには、何れか、より重き負擔となるべき一だけを適用するとすべきである。

(三) 配當特別及公社債利子特別税——配當金については七分を越ゆるもの、國債利子にては四分を越ゆるもの、地方債社債にありては四分五厘を越ゆるものにつき、其を越ゆるだけの一割を課するとしたのは、少くとも其配當關係の分は、恰かも法人に於ける第一種所得税中の超過所得税と重複して居るやうに見ゆるが、超過所得税の方は法人に就きて其法人を義務者として課するのに、此特別税の方は配當を受くる者、多くは個人を義務者として居るので、義務者が明かに異なるし、課税物件又は標準も、前者にては法人につき法人の利益といふべきものを計算して定めるのであり、後者にては其の現に配當さるゝものゝみを見るから、二者が必ずしも一致しないのであり、更に税率も前者にては累進率となり、後者にては單純に一割といふ比例が適用せらるゝ。それで二の税は全く別の税であり、必ずしも重複とはいへない。假りに此が略ぼ重複となるとしても、其は許さるべき重複とし得る。單に同一課税物件と見なすべきものをば別の人格者から別の視角で課税するものとして、課税技術上には許さるべきものとし得る。法人關係の利益は其を法人のみについて課するか、個人のみについて課するか、双方について課するかは技術上の便否によりて決し得られる。此は双方にて分割して取るのを便とするものがある。又

此場合法人の側からいふも、其利益が一分を超ゆるほどであれば、其法人の負擔力に於ても餘力ありといへるであり、個人の側からいふても、其から配當を受けて、其が七分を超ゆるといふ場合には、普通又は平均以上の有利な配當に恵まれたものとして、其處に餘力の存するのを認めることが出来る。此にも彼に於て好運利得課税の根據がある。其七分以下の平凡なる受配當者に比しては景氣利得を享受したものとし得るのである。既に此が認められるときに、之と同等な利子收得者であつて、國債にては四分を超ゆるもの、地方債社債にては四分五厘を超ゆるものにも、其よりも以下の利子收得者に比して何ほどか特に有利な地位にあるものとして特別課税の理由があるとし得る。固より此公債社債利子にありては、其額が株式の配當のやうに動搖するものではなく、初めよりして一定不動に定まつて居り、其利子の高下は結局、各證券の發行當時に於ける確實性の大小の見込により定まつて、其利子の一層高いといふことは其證券の一層不確實といふことの爲めで、其れにて既に當初からして其一層の有利が一層の不利を伴ふことにて差引き埋合せが出来て居り、其利子が一定度、即ち四分、又は四分五厘よりも大いとしても別段の有利だとはいへないとも一應は考へらるゝが、併し兎も角も、現實に同種證券の中について或ものが他のものよりも一層多くの利子を受くるといふのは、そして普通の標準率よりもより多くの利子を受くるといふのは、彼が現實に於て其の一層小さい利子を受くる者よりも一層有利の地位にあるのではあり其處に比較的に餘力のあることを認め得る。其處には埋合せとなるべき危険性の大きいものがあるとはいふても、其危険たるや唯だ一の推定に止まり、可能性たるに止まり、未だ現實とはなつて居らぬのであるから、其が現實に現はるゝまでの間は、尙ほ彼を以て有利な地位にあるものとし得る。此の如き見地から一定率以上の利子收得者

をば特に恵まれたものとして特別課税するのである。特に夫の證券の間に利子の高下あることが其発行期の同時に屬するものゝ間であれば其一層高利なものには一層低利なものよりも一層の危険ありとして其處に埋合が得られて居るともいへるのであるが、此が発行期が異り、その時其時に於ける市場の標準利子の異つたものを對立するときには、例之、齊しく國債が高利時代に出た五分のものと、低利時代になつて出た三分五厘債とが並存し得るが、かゝるものゝ並存する場合には、其利子の高下は危険率の大小には必ずしもかゝらず、むしろ時の標準利率に左右せられて居り、此場合、五分利國債の持主は三分五厘債の持主よりも、危険率の補償以上に有利である或は彼が最近に割合に高い價にて之を買取つたので、其處に補償ありともいふを得るが、此とても凡べての五分利債の持主が然りとはいへず、多くは低金利時代となる前よりの所有といふべきものである。それから既に配當及公社債利子について超過所得特別税を其取得者に課するならば、何故に一步を進めて、銀行預金及貸付信託の利子取得者にも之を及ぼさぬのであるか。問題となる。純理論としては之を及ぼさぬとする理由はない。之と並行した課税があつても然るべきである。が併し實際には此方は現在の實狀として大部分、四分以下であり、之をば態々課するの實益は乏しいといふことがある。又、假りに之を課するとして少數の預金等には課することが出来るとしても、其等は大むね社會政策的に保護を要するものにかゝることになる恐があるし、更に此銀行預金信託預金に同種の特別税を課しやうとして、例之、三分を越ゆるものに課するでもしたとすれば、今日の國債増發必要の大きい時世に於て、國債消化の根元を抑壓するの不得策を敢てすることになるので、之を特別課税を行はなかつたのである。或は此配當特別税と臨時利得税とが重複ではないかといふ問題も起る。併し此二のものは必

すしも重複せぬ。別の課税物件をもつものとし得る。一方、臨時利得税は法人の利益にも個人の利益にも關するのに、他方、配當特別税は専ら法人利益の配當のみに關し、個人の直接得たる利益には關しない。それで重複するとすれば、法人利益關係の分だけだが、其にしても、臨時利得税は法人について法人を義務者とするのに、配當特別税では受配當者、多くは個人を義務者とする。特に其課税物件又は標準も、臨時利得税の方は、其法人利益の基準年の平均利益を越ゆる利益部であるのに、配當特別税の方は、其の受くる配當中の七分を越ゆる部分であり、此の二のものは必ずしも一致しない。但だし臨時利得税にて基準年の利益なきものにつき擬制的なる七分利益を越ゆるものに課する場合は、配當特別税の七分を越ゆるものに課すると同一物件となるやうでもあるが此とても法人について利益を計算するのと、受配當者について配當金を計算するのとは、必ずしも一致しないのである。だから課税物件は別だとし得る。が假りに此二のものが略ぼ一致するし、結局同一物に歸するとして、其を同一課税物件と見做し得るといふことが出來、其處に重複課税があるといふことは出來るとしても、更にかゝる重複課税は許さるべき重複課税だといふことが出來るのである。かゝる法人關係の利益を課するのに法人のみにて課するか、個人のみにて課するか、双方にて課するかは一の問題であり、課税技術上からいふと、其を何れか一方にてかためて重く取るよりは、二に分割して軽くして双方にて取るのを得策とするのである。但し配當特別税が法人關係の分をば、個人について課しないで、法人について源泉課税することになつて居るから、個人に於ける綜合課税上の利益は得られないけれども、それにしても一方的名義で重く課するよりも名義を變へて分割して課した方が、何程か樂に擔はれるといふことがある。

(四)物品特別税——此は嘗て問題となつた賣上税の最小限度に於ける採用を意味する。此形で現はれるときに、如何にも奢侈消費税といふ感を興へて反對し悪くなる。賣上税を創設するとしては此處から初めるのは巧妙である又、一寸、此が賣上税とは全く異つたものゝやうにも見ゆる。それで賣上税を嫌ふ人に對しては、其とは異るとも答へ得られる。此度のは課税品目も此迄、内國消費税としては行はれなかつた少數の奢侈品に限つたのであり何人が見ても、生活上なくて濟みさうにも思はれ、特に非常事變に際しても居り、一寸反對し悪い種類のもが選まれた。たゞもつと品物を追加しやうと思へば、此種の税として米國の例などからいふと、ラヂオ受信機、スポーツ用品、懐中時計、置掛時計、望遠鏡、鐵砲類、砲彈、藥筒、冷蔵庫、自動車及部分品、毛皮製品、白粉香水類、電力などにまで及び得る。併し其處まで來ると、我邦では苦情が多く出ではあらう。此税の從價二割は奢侈税としては高いほどでなく、もつと高くも爲し得るが、併し初めから高くして國民を驚かしてはいかぬといふこともあるし、又、あまり高くすると、脱税が多く行はれるといふこともあり、特に第一種品目の如く、少量高價のものにては一層其心配があるので、二割度のむしろ低い處にて定めたものであらう。夫の貴石などになると關税のかゝる其上に此内國消費税がかゝるのだから、恐らく脱税が増へることであらう。或は之が課税品目の範圍を廣めるならば、單に從價二割としないで、或ものには一割、他のものには二割、更に他のものには三割などと段階をつけても良からう。但し夫の嘗て問題となつた賣上税が一般的のもので、廣き範圍の物品に互り營業者の手を経る毎に課するとしたので、不公平が大きく、且つ廣く營業者の迷惑煩累を來たすといふので大反對を受けたのだけれども、此方は一の品物については引取人か、製造者か、小賣人か、何れか一箇處にて課するのだ

から賣上税としては最合理的のものであり、不公平も少くて済み、反對者も少くて済む。併し此税をば製造者又は引取人から取る分は、まだ脱税が取締り易いのだけれども、小賣業者について取る方は可なりに此が六つかしからうと思ふ。特に其物件が少量にして高價の物なのでもあり、隨分と脱税が行はれることが想像される。其を小賣業者から取るといふが、非營業的個人相互の間の賣買交換の形をとり、其仲介をするといふやうなものが多くなりはせぬか。其取締りは隨分と面倒になることでもあり、又紛争を生ずることにもならう。其行政には可なり緊張した研究をしてかゝらねばなるまい。

## 結 論

以上要之、今度の北支事件特別税は此戰時財源としては適切妥當なものとする。又其法文も大體、良く出來て居る。併し嚴密にいへば拙速案ではある。相當に工夫して一段と改良を怠つてはならぬ。何れ事件も此儘解消するのではあるまい。もつと進展し擴大するであらうから、結局此税をも繼續し、一層附加するの必要に迫られるであらう。其際には是非とも此に相當な修正をしないでなるまいから、之が研究を等閑に附してはならぬ。特に目下税制全體の整備の爲めの工作中でもあり、此特別税は結局、其中に織込まれなくてはならぬとすると、尙更らに十分なる研究を遂げなくてはなるまい。たゞ此拙速案が偶々議會を易々と通つたからといふて、其れで満足して居るべきものではなからうと思ふ。